収　入

印　紙

市　有　財　産　売　買　契　約　書

市有財産の売買に関し、売渡人静岡市（以下「甲」という。）と買受人○○○○（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（売買物件の表示）

第２条　甲は、その所有に係る次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 区分 | 面　　　積（㎡） | 摘 　　要 |
| 〔 落 札 物 件 所 在 地 〕 | 土地 | 〔 物 件 面 積 〕 |  |

（売買代金の額及び納入）

第３条　売買物件の売買代金は、金〔落　札　金　額〕円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）とし、乙は、甲が発行する納付書により、令和○年○月○日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

（遅延利息）

第４条　乙は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数１日につき納付すべき金額の2000分の１に相当する額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転及び登記）

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　乙は、売買代金を完納したときは、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、当該請求により所有権移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第６条　甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後に売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

（公租公課等の負担責任）

第７条　所有権移転登記完了後の原因による売買物件の公租公課その他の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（紛争の解決）

第８条　売買物件に関し紛争が生じたときは、売買物件の所有権移転登記完了前の原因によるときは甲が、所有権移転登記完了以後の原因によるときは乙が、それぞれ責任をもって処理し、相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

（担保責任の免除）

第９条　この契約の締結後において、売買物件の種類、品質、数量等がこの契約の内容に適合しないものであることが明らかになったとしても、甲はその責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第10条　甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

（１）役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（静岡市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項に定めるもののほか、甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手

方は、いつでもこの契約を解除することができる。

３　乙は、前２項の規定によりこの契約が解除されたときは、売買物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還するものとする。

４　第１項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

５　第２項の規定によりこの契約が解除された場合において契約に違反した者の責めに帰すべき事由があるときは、当該者はその相手方に対しこれによって生じた損害を賠償するものとする。

（市長への報告等）

第11条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第12条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

静岡市葵区追手町５番１号

売渡人　甲

静岡市長　　○○　○○

○○市○○区○○町○○番地

買受人　乙

○○　○○　㊞